



Vol.9

静岡県弁護士会通信

発行 2013(平成25)年 夏号

弁護士をもっと 身近な存在に

静岡県弁護士会

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80
TEL054-252-0008 FAX054-252-7522
ホームページhttp://s-bengoshikai.com/



ご挨拶

このたび、平成25年4月1日より静岡県弁護士会会長に就任いたしました。

私は、近年の司法制度改革の中で、弁護士の大量増員という時代を迎え、私たち弁護士のあり方が問われていると感じています。私は、弁護士の進むべき方向性は、やはり「市民の中へ」「市民と共に」ということであると思っています。これが弁護士の原点であると思います。私たち弁護士が法的サービスを広く市民社会・経済社会へ浸透させることができ、私たちのなし得る最大の社会貢献活動ではないかと思います。

そこで、会長在任中の1年間に、このような理念を実現する方法として、市民に寄り添う弁護士としてのホームローヤー制度を普及定着させたいと考えています。静岡市などの行政の協力を得ながら、自治体における自治会活動を利用し、弁護士が各自治会(隣組)単位で担当を受け持ち、相談活動などをきめ細かく実施し、他方で民生委員や自治体などとも協力関係を築きながら市民の中にホームローヤーを根付かせていきたいと思います。市民が必要と思うときに簡単かつ迅速に弁護士による司法サービスを受けられること、例えば、振り込め詐欺などの電話を受けたときすぐに相談することにより被害を防ぐ、隣家に一人暮らしのお年寄りがいるので適切な支援のために成年後見人をつける、子どもの通学路に問題の行動ある人がいるので不安などなど、すぐに相談できる弁護士が身近にいて、直ちに適切に対応してもらえるという地域社会を作り上げたいというのが、私の長年の願いでありました。簡単に、電話を掛けて気軽に相談というコンセプトです。

静岡県弁護士会

会長 中村光央



私は、長く法テラス静岡の業務に関与してきたなかで、様々な団体・個人が年齢や性別を問わず、弁護士の支援を求めているということを実感してきました。私たち弁護士が、市民生活に根を張った活動をすることが必要であると確信をしています。

次に、私たち弁護士の知識や経験を社会に還元したいと思います。一般に弁護士というと法律相談、裁判の代理人、刑事弁護人といった司法サービスに関することだけをすると考えられがちですが、弁護士は、紛争や事件等を通じて様々な知識や経験を有しています。例えば、様々な損害賠償請求事件を通じて事故に対する原因と対策に関する知識、子どもの人権問題を通じて学校内におけるいじめや不適切教師などの問題、民事の倒産・債務整理を通じて企業の経営に関する知識、高齢者に関する問題や知識、消費者被害、都市計画の問題などなど、各界各層のお役に立てる知識経験を有する弁護士が多数おります。こうした人的資源を社会に還元するために、様々な分野への弁護士の活用を働きかけていきたいと思います。

その他にも、数多くの難問が山積していますが、これらの問題に対しても、全力で当たりたいと決意しています。私たち弁護士が、最終的に立つ基盤は「市民」の皆様であり、その原点を忘れずに、しっかりと取り組みたいと思いますので、一年という短い間ではありますが、何卒、よろしくご支援ご協力をお願い申し上げます。

遺言・相続 Q&A

Q1 遺言書の作成

私は、現在77歳です。まだ元気ですが、自分に万が一のことがあったときのため、相続に関して自分の意思を残しておきたいと思っています。遺言書は、どのように作ればよいですか。

A1 通常の遺言の方法には、自筆証書遺言、公正証書遺言があります。

自筆証書遺言を作成するときは、法律の定めに従い、遺言の全文、日付及び氏名をすべて自分で手書きし、遺言者の印を押す必要があります。

ワープロで作成した場合や、署名部分だけを自署した場合などは、自筆証書遺言の要件を欠き、その遺言書は、無効となります。

自筆証書遺言は、費用を掛けずに作成できる一方で、形式的要件を欠き無効となったり、偽造や変造の懼れがあること、また、遺言書に記載された文言が不明確なことが原因となって、かえって相続人との間での紛争を引き起こす可能性があります。

一方、公正証書遺言は、遺言者が公証人役場に行き、あるいは、遺言者のもとへ公証人に出張してもらって作成します。

遺言者は、公証人に対し、希望する遺言の内容を伝え、その話の内容に合った遺言書を公証人に作成してもらいます。

公正証書遺言は、作成の手数料が掛かってしまいますが、後日、偽造や変造として争われたりするリスクを小さくできること、また、病気等で体力が低下し、自筆で遺言書を作成することができない場合にも遺言書を残すことができるなどのメリットがあります。

遺言者の財産の状況や遺言者の置かれた状況、そして自分が死亡したときに相続人になるべき者（法定相続人といいます。）の状況等を弁護士に相談した上で、どのような形式・内容の遺言書を作成すべきか検討されることをお薦めします。

Q2 検認手続

亡くなった父の遺品から「遺言書」と書かれた封筒を見ました。勝手に開封しても大丈夫ですか。

A2 公正証書遺言以外の遺言書の場合、家庭裁判所において検認手続を行う必要があります。

また、封印がある遺言書の場合、家庭裁判所にお

いて相続人またはその代理人の立ち会いの下で開封する必要があります。

したがって、公正証書遺言以外の遺言書を発見した場合、家庭裁判所に対して検認手続の申立てを行ってください。

これらの手続を怠り勝手に開封すると、法律により5万円以下の過料に処せられるおそれがあります。検認手続を経ずに開封しても、遺言書が直ちに無効となるものではありませんが、検認手続は、遺言書の形状や状態を確認し、偽造や変造による事後の紛争を予防するための重要な手続です。遺言書を発見した場合には、開封せずに、必ず家庭裁判所に対して検認手続の申立てをしてください。

Q3 相続放棄

小さな会社を経営していた夫が亡くなりました。夫は、会社関係債務の連帯保証など多くの負債を抱えていましたが、今後は相続人である妻の私がそれらの債務を負担する必要があるのでしょうか。

A3 相続放棄の手続をとれば、夫の債務を負担することはありません。

ただし、相続放棄をすると、夫名義の自宅不動産なども取得することができなくなります。

相続放棄の手続は、原則として、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内（この期間を「熟慮期間」といいます。）に、家庭裁判所に対して相続放棄する旨の申述をする方法によって行う必要があります。

この3ヶ月の熟慮期間は、家庭裁判所が請求によって伸長できるとされています。

熟慮期間を過ぎても相続放棄等の申述をしていないと、相続を承認したと扱われ、夫の債務も負担しなければならなくなりますので注意してください。ただし、相続財産がないと思い、相続放棄をしないまま熟慮期間が経過したところ、熟慮期間経過後になつて、被相続人の多額の借金が発覚した場合は、熟慮期間経過後であっても、例外的に、相続放棄できる場合もありますので、急いで弁護士にご相談ください。

Q4 遺留分減殺請求

先日、私の母が亡くなりました。私の父は既に他

界し、私と兄だけが相続人です。

母の公正証書遺言が見つかり、遺言書には、兄に
対してすべての遺産を相続させると書かれていま
した。

この場合、私は、なにも相続できないのですか。

A4 遺留分減殺請求をすることで、遺留分として認め
られた相続財産の一定割合について権利を取得する
ことができます。

ただし、遺留分減殺請求権には、権利行使期間が
存在し、遺留分減殺請求権者が相続の開始及び減殺
すべき贈与又は遺贈があったことを知ったときから
1年間権利行使しないとき、あるいは、相続開始か
ら10年経過したときには、遺留分減殺請求権は行
使できなくなります。

また、遺留分減殺請求権を行使できるのは、被相
続人の配偶者、直系卑属（子など）及び直系尊属（
父母など）であり、被相続人の兄弟姉妹は、遺留分
減殺請求権を有していません。

遺留分減殺請求においては、具体的な遺留分の算
定に困難が伴うことが多いえ、権利行使期間内に
権利行使したか否かを巡って、後日紛争になること
があります。

Q5 遺産分割調停

私の父が亡くなりましたが、父は遺言書などは用
意していなかったようです。

相続人である、私、私の母、私の妹の3人だけで
話し合いをしても話がまとまりず、遺産分割が進み
ません。遺産分割を進めたいとき、どうすればよい

でしょうか。

A5 家庭裁判所の調停手続を使って、遺産分割調停を行
うことが考えられます。

公正中立な第三者である調停委員を交えて話し合
いを持つことで、話し合いでの解決につながる可
能性もありますし、調停で話がまとまらない場合には、
審判によって解決を図ることができます。

Q6 もっと相談したい

一般的な説明を聞くだけではなく、自分のことにつ
いて具体的に相談したいときには、どこに相談す
ればよいでしょうか。

A6 これまでお話しすることは、ごく一部の問題に関する
一般的な説明にすぎません。相続に関する問題は、具体的なご相談内容ごとに法律上問題となる点が異
ってきますので、それに応じて注意すべき点も変わってきます。ですから、法律の専門家である弁
護士のアドバイスを受けることがとても有用で、安心できます。

ご相談を希望される方は、まずは、この弁護士会
通信の裏面に記載されている一般法律相談や高齢
者・障害者相談の窓口までご連絡ください。
高齢者・障害者相談は、無料
で実施しておりますので、
是非ご利用ください。



県弁護士会のホームページが、リニューアルされました！

1

今回のリニューアルの特
徴の第1は、分かりやす
い構成・デザインを目指し
たことです。ユニバーサル
デザインに配慮し、目の見
えない方の読み上げにも対
応しています。作成も、障
害者の方が作業を行う浜松
NPOネットワークセンター
の「ぼけっと工房」に依頼
しました。

2

第2に、リーガルサービ
スの充実のために、法律相
談へのアクセスをメインに
据えました。①ご相
談はこちらに、②弁護士を
さがす、③弁護士会館への
アクセス、の3つをメインに
して、どのページからも
アクセスできるようにして
います。また、相談の種類
別に項目を設けました。

3

第3に、弁護士名
簿を、検索しやすい
ものにしました。



しづべんちゃん

4

さらに、今回、「しづべんちゃん」という静岡県弁護士会のマスコットキ
ャラクターをホームページに配置しました。
今後も、皆様に役立つ、親しみやす
いホームページづくりをしていきたい
と思います。

各種法律相談のご紹介

2013.7.1現在

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5250円
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 每週月曜日から金曜日
午前9時45分～12時
月・水・金曜日 午後1時～5時
- 沼津支部 每週月曜日から金曜日
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター
※浜松支部にて予約受付
毎月第1、第3水曜日 午後1時～4時30分
- 下田法律相談センター
※沼津支部にて予約受付
毎週金曜日 午後1時～4時



交通事故相談

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料
■相談日時

- 静岡支部 每週月・水曜日 午後1時30分～4時
毎週火・木曜日 午前9時30分～12時
- 浜松支部 每週火・木曜日のみ午後1時～5時
- 沼津支部 一般法律相談と同一の時間

クレジット・サラ金相談

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。
破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の
借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料
■相談日時

- 静岡支部 每週月・水曜日 午前10時～12時
毎週火・木曜日 午後1時30分～4時
毎週金曜日 午前10時～12時
午後1時30分～4時
- 浜松支部 每週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時30分～5時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

労働と生活に関する相談窓口

解雇や賃金未払い等の労働問題（労働者の方からのご相談に限ります）、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介いたします。

■相談料 初回相談料は無料

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。

相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

■相談時間 60分まで ■相談料 無料

■相談日時

- 静岡支部 每週水曜日 午後1時～4時
- 浜松支部 每週金曜日 午後1時～4時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談（有料）も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。被害者が利用できる手続、加害者への損害賠償請求等についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分程度 ■相談料 初回相談は無料

■相談日時

- 静岡支部 每週木曜日 午前10時～11時30分
- 浜松支部 相談申込に応じ、相談日時を決定
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん、仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたの家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乘ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます（有料）。
資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。

申込方法

弁護士会各支部へ電話にて申込

■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。

静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町21-1 TEL.055(931)1848